

# その日から 読む本

突然の幸運に  
戸惑わないために



発行 全国都道府県及び全指定都市

※本書は令和7年3月現在のデータにもとづいて制作されました。

当せん、おめでとうございます。今あなたは、突然訪れた幸運に驚きと喜びを感じていることでしょう。同時に初めての経験を前にして、少しばかり不安をおぼえているかもしれません。このハンドブックは、そんな不安や疑問の解消に役立つよう、弁護士、臨床心理士、ファイナンシャル・プランナーといった専門家のアドバイスを得て作成されたものです。内容的には、当せん直後から徐々にやっていくべきことが、順を追って書かれています。

ただし、本書で触れているのはごく一般的なことです。当せん者が現在から将来にかけて直面するかもしれない、すべての不安やトラブルを想定したものではありません。そして当せん金の使いみちなどに関する最終決定の責任は、言うまでもなくあなた自身にあります。

まずは次のページに、今あなたが心配していることを書き出してみてください。そして、このハンドブックを読みながら、それらをゆっくり整理していきましょう。



【今あなたが心配していることを書き出してみよう】



序文 ————— 1

第一部 すぐにやっておきたいこと、やってはいけないこと ————— 4

第1章 受け取った当せん金は、とりあえず安全な場所へ ——— 6

第2章 これからのスケジュールを思い描いてみよう ————— 10

第3章 ちょっと待て、落ち着いてからでも遅くない ————— 14

第二部 落ち着いてから考えること ————— 18

第4章 当せん者にしかわからない悩み、知っておこう ——— 20

第5章 だれに当せんしたことを知らせる(知らせた)か ——— 24

第6章 だれにお金を分与するか ————— 28

第7章 お金の使いみちを考えよう ————— 32

第8章 当せんして何が変わるか ————— 38

第三部 当面の使いみちが決まったら考えること ————— 42

第9章 残ったお金をどうするか ————— 44

第10章 将来の目的に合わせて、お金を考える ————— 48

第11章 運用を始める前にチェックしておくこと ————— 52

こんなときの相談窓口 ————— 56



# 第一部

すぐにやって  
おきたいこと、  
やっては  
いけないこと



心のどこかで  
ちよつとだけ冷静になつて、  
今すぐ読んでください



# 第1章

## 受け取った当せん金は、 とりあえず安全な場所へ

もうすぐあなたは、現金、もしくは小切手で、当せん金を受け取られることでしょう。当せん金を受け取ったら、まず最初にやらなければならないこと——それは、当せん金をとりあえず安全な場所に置くことです。あなたの身

近にあって、紛失や盗難の心配がない場所。そう、銀行などの金融機関に預けるのがいいでしょう。そうすれば安心して、これからのことをゆっくり考えられますよね。



少しだけ現金で持って帰ろうと思っている人がいるかもしれません。でも今のあなたは、いつもとは違う興奮状態にあるはず。現金を手にしたことで気が大きくなり、後悔してしまうような行動に出てしまう可能性も考えられます。今すぐ現金が必要でない限りは、とりあえず全額を金融機関の口座に入金することをおすすめします。

あなたにとって今いちばん必要なのは、  
安心することとリラックスすることです

口座に当せん金を入金すると、当せんしたことが公になってしまうのではないかと心配しているのなら、どうかご安心を。あなたが当せんしたこと、当せん金の手続きに関するについて、金融機関の職員があなたの許可なく他言することはありません。

なお、当せん金を受け取る際に、「宝くじ当せん金支払証明書」（以下「当せん証明書」）の発行を依頼しておくといでしょう。（※）

この先、当せん金で住宅を購入した場合などに、税務署から資金の元手について問い合わせがあるかもしれません。そんな時に「当せん証明書」が必要になります。その証明書を見た税務署員も、あなたの当せんを他言することはありません。

.....  
 （※）「宝くじ当せん金支払証明書」は、みずほ銀行窓口で当せん金の支払いに係わる手続きをご案内する場合に発行されます。ただし、ATMで購入し、当せんした場合（1口あたり300万円を超える場合）は、ご購入いただいた金融機関から「当せん通知書」が親展で郵送されます。また、通帳等の記帳により、当せん金の入金が確認できます。  
 .....

もしも、あなたがグループ買いで当せんした場合、当せん金を受け取る際にはメンバーの委任状が必要になります。家族や親戚でのグループ買いも同様です。委任状なしにひとりで当せん金を受け取ると、「当せん証明書」はあなただけのものとして発行されます。すると当せん金をメンバーに分配した場合、贈与税の対象になってしまいます。

## 【第1章のポイント】



- ◎安全のため、当せん金は銀行等の口座へ
- ◎絶対に必要でない限り、現金は持ち帰らない
- ◎「当せん証明書」の発行を依頼しておく
- ◎グループ買いなら、メンバーの委任状が必要

# 第2章

## これからのスケジュールを 思い描いてみよう

当せん金を安全な場所に置いたら、次は当せん後のスケジュールを立ててみましょう。次ページの表のように、ごく大まかなものでかまいません。当せんしたことをだれに知らせるか、だれにお金を分与するか、当面のお金の使いみちをどうするか、残ったお金をどうするか、そういったことをいついつまでに決めようという長期スケジュールを思い描いてみるのです。



こうしたスケジュール表を作っておくことで、後悔するような軽はずみな行動を取ってしまうのを防ぐと同時に、あなたの気持ちを落ち着かせるのに役立ってくれるはずです。

とにかく、  
落ち着く期間

あなたの場合  年  月  日

### 当せん金受け取り

- ◎当せん金を安全な場所へ保管する
- ◎これからの大まかなスケジュールを考える

当面必要なお金を  
考える期間

たとえば10日後 あなたの場合  日後

- ◎当せんしたことをだれに話すかを決める
- ◎だれにお金を分与するかを考える
- ◎当面のお金の使いみちを考え、本当に必要な金額と使用時期を決める

残すお金について  
考える期間

あなたの場合  カ月後

### たとえば1カ月後

- ◎自分や家族の将来について考える
- ◎もう一度、お金の使いみちを見なおす
- ◎残ったお金の運用法を考える

もちろん、気持ちが落ち着くまでに必要な時間は、当せん金額、その人の性格などさまざまな事情によって大きな差が生じてきます。大切なのは、まず気持ちを落ち着かせること。当せん金の使いみちを考えるのは、その後です。当せん金は安全な場所にあるのですから、あせる必要はまったくありません。

まずは、気持ちを落ち着かせることを最優先してください

気持ちが落ち着いたのを実感できるようになってから、当せんしたことをだれに話すかを決め、さらに具体的なお金の使いみちについて考えていきま

しょう。まず最初に、当面必要とされるお金について考えをまとめてください。それができたら、次に将来設計のために残すお金について考えるとよいでしょう。



グループ買いでは、購入前に当せんした場合の決まりを作っておくのがベターですが、もし、そうした決まりがないままに当せんした場合は、メンバー全員で集まって“当面の決まり”を作っておくとよいかもしれません。ここでは、とりあえず当せんを知らせる人の範囲、いつごろ分配するかなどを決めておきます。そしてメンバー全員が落ち着いたころにもう一度集まって、細かな点を決めていくとよいのではないのでしょうか。



## 第2章のポイント

- ◎ 今後の大まかなスケジュールを立てる
- ◎ 何かを決めるのは、気持ちを落ち着かせてから
- ◎ グループ買いなら、“当面の決まり”を作っておく

# 第3章

## ちょっと待て、落ち着いてからでも遅くない

今のあなたは、喜びと興奮でいっぱいのことでしょう。気持ちを落ち着けるまでのあいだに、そうした感情を心ゆくまで味わってください。当せん直後の人のほとんどは、軽躁状態と呼ばれる一種の興奮状態に置かれていると言ってさしつかえないと思います。でも、この状態がずっと続くわけではありません。

時間がつれて、あなたは以前の落ち着きを少しずつ取り戻していくはずです。



この時期に気をつけたいのは、喜びや興奮の勢いにまかせて、軽はずみな言動に出てしまうことです。当せんしたことをあちこちで触れ回る、気が大きくなって意味のない大盤ぶるまいをする、当せん金の贈与について口約束を交わす、仕事を辞める…。今のあなたは、以前の自分からは考えられないような行動に出てしまう可能性もあります。

【今のあなたの感情、考え方は、いつもとは少し違うものになっています】

あなたが落ち着きを取り戻したときに、「なんであんなことを」と後悔するようなことは、できるかぎり避けたいですね。そのためにも、今の自分はふだんとは違う興奮状態にあるということを、心のどこかで意識しておくようにしてください。

また、後から「しまった!」と思うことを避けるために、自分の性格やクセを見つめなおしてみることをおすすめします。人がいい、調子がいい、口が軽い、気が短いなどなど、いいところも悪いところも全部含めてです。そうすれば、ついあなたがやってしまいそうなことに思い当たるかもしれません。そして、それらを避けようという自戒の念を持てるはずです。

とにかく、いつもと変わらぬ生活を送るように心がけることが大切です。

性急な判断、行動はひかえるにこしたことはありません。何かを早急に決断しようとするれば、あなたにはプレッシャーがかかります。その結果、判断を誤ってしまうかもしれません。



何かをするのは、気持ちを落ち着けてからでも遅くありません。時間はあなたの味方です。そのことを、よく心に留めておきましょう。それが、大切な当せん金をあなたがもっとも有効に使うための第一歩になるのです。

### 【第3章のポイント】



- ◎後悔するような軽はずみな言動に注意する
- ◎当せん直後は、興奮状態にあるという自覚を
- ◎自分の性格やクセを見つめなおそう
- ◎時間は味方と心得よう



# 第一部

## 落ち着いて から 考えること

気分は落ち着きましたか  
では、これから先を  
じっくりと読みながら  
当せん金の使いみちを  
考えていきましょう



# 第4章

## 当せん者にしか わからない悩み、知っておこう

当せん金の使いみちについて具体的に考える前に、これから生じるかもしれない悩みや不安について触れておきましょう。

たとえば、当せんしたことを黙っていたのに、会社や近所でうわさが広まってしまったということがあるかもしれません。そして、見ず知らずの人や団体から寄付を求める電話がか

かってきたりするということもありえます。



あなたに知っておいてほしいのは、人間にとって秘密を守るのはむずかしいということです。たとえひとりでも、あなたがだれかに当せんしたことを話したのなら、そこから少しずつうわさが広まっていくのは避けられないと考えたほうがよいでしょう。

また、あなたが当せんしたことを知ってから、周囲の人々の態度が変わったことで、人間不信になるかもしれません。でも、当せん直後に彼らがさわり以前とは違う態度を取ったりするのは、人間として自然な反応だと思ってください。

あなた自身が、あまりにも神経質になりすぎていませんか

それよりも気をつけたいのは、あなた自身が神経質になりすぎていて、他人の言葉やふるまいに過剰反応していないかという点です。気持ちを落ち着けて、あまり神経質にものごとを考えないようにしましょう。



幸運を前にして、何もする気がなくなつたという人には、気持ちの切替えが必要になります。何もする気がおきないというのは、当せん金の使いみちを決めていないからではないでしょうか。当せん金をどうするか、その方針を決めていくうちに、気持ちを切替えられるようになるでしょう。また、信頼できる相手を選んで、さまざまな話をするというのもひとつの手段かもしれません。



当せん直後の興奮がさめると、その反動のように不安がめばえてくる人も多いでしょう。でも、これは自然な感情の流れです。当せん者のほとんどが、“興奮（軽躁状態）→不安”というプロセスを経て、当せん前の平常心を取り戻していきます。当せん後に感じ始めた不安感、以前の自分へと戻るために通過しなくてはならない感情なのです。

どうしても不安や悩みが解消できないようなら、臨床心理士の資格を持った信頼できるカウンセラーに相談してみるという方法もあります。彼らには守秘義務がありますので、あなたの当せんや悩みを他人に口外することはありません。



## 【第4章のポイント】

- ◎ひとりでも人に話せば、  
うわさが広まるのは覚悟しよう
- ◎神経質になりすぎているかチェックを
- ◎当せん金の使いみちを考えながら、  
気持ちの切替えを
- ◎興奮の後に訪れる不安は、  
以前の自分に戻るための通過点

# 第5章

## だれに当せんしたことを 知らせる(知らせた)か

ではここから当せん金に関しての具体的なあれこれを考えていきましょう。当せん金の使いみちを考える前に、まず決めておきたいことがあります。それは、当せんしたことをだれに知らせるかということです。

もしもあなたが当せんしたことをどうしても秘密にしておきたいのなら、だれにも話すべきではありません。話すとしても、家族の中だけにとどめておいたほうがよいでしょう。前章でも述べたように、たとえひとりでも話せば、いつの間にかうわさが広まってしまうという可能性は否定できません。



もしだれかに知らせるつもりであるなら、知らせる必要のあると思う人をすべてリストアップしてみるのがよいでしょう。

とりあえずは家族から始めて、親族、友人、同僚、ご近所さん、などなどあなたの身のまわりの人々をリストアップしていきましょう。それができたら今度は、彼らを知らせる順番でグループ分けしていきます。次のページの表のいちばん左にリストアップした名前を書き込んでください。

この表では、知らせる時期を、

- すでに知らせた
- 相談にのってほしいので、まもなく知らせる
- お金の使いみちを決めてから知らせる
- いずれ知らせるつもりだが、いつ知らせるか、どの程度話すかは未定の4項目に分けています。名前を書き込んだら、この項目の中から該当するものをチェックしていきましょう。

## だれに、いつ、知らせるか

[illegible]

「この人はどうしようかな？」と迷った場合は、とりあえず“いずれ知らせる”のグループに入れておいたほうが無難でしょう。

あせって結論を出すことはありません

グループ買いの場合はメンバー内で話し合って、知らせる範囲、優先順位についてある程度の統一性を確認したほうがよいかもしれませんね。



## 第5章のポイント

- ◎知らせる必要のある人をすべてリストアップ
- ◎よく考えて、知らせる優先順位を決める
- ◎グループ買いの場合は、メンバー間で統一を

## 第6章

## だれにお金を分与するか

あなたは、当せん金の一部を人や団体などに分与することを考えているかもしれません。もしそうなら、自分のお金の使いみちを決める前に、だれに、どんな理由から分与したいかを決めておくといよいでしょう。

次ページの表に、“〇〇花子／妻／妻名義のローン返済”というように、

名前、あなたとの関係、分与したい理由を書き出していただきます。ただしここでは、具体的な金額は決めずにおきます。具体的な金額を決めるのは、次の章であなた自身に必要な当せん金の使いみちを決めてからにしましょう。



だれに、どうして、分与したいか

さて、当せん金を分与する際に知っておかなければならないのは、個人から現金をはじめとする財産をもらった場合にかかる贈与税の存在です。もっとも、当せん金を人に贈与するすべての場合に贈与税がかかるというわけではありません。贈与税には、基礎控除、配偶者控除など、贈与であっても課税されないケースもあります。

また、第1章でも述べましたが、グループ買いで当せんした場合、当せん金受け取りの際にメンバー全員の委任状がないと、受け取った人が当せん金を他の人々に贈与したと見なされて、贈与税の対象になります。



当せん金の分与を考えている人は、弁護士、税理士など専門家に相談してみることをおすすめします。

【分与に関するトラブルを避けましょう】

だれに当せん金を分与するかの判断は、できるだけ慎重におこなってください。軽い気持ちで分与の口約束をしたりすれば、後悔することになりかねません。



## 【第6章のポイント】

- ◎当せん金分与者のリストを作る
- ◎贈与税について知っておく
- ◎分与に関する言動・決定は慎重に

# 第7章

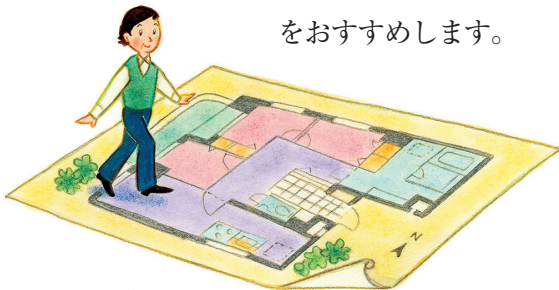
## お金の使いみちを考えよう

いよいよ当せん金の使いみちを考え  
る段階になりました。当せん金の使い  
みちは、

- 1：当面必要なお金
- 2：将来必要となるお金

の2つに分けられます。

当せん金をどのように使うかは、あ  
なたが自由に決めるべきことです。た  
だし、当面のお金として全額がどうし  
ても必要というのではない限り、当せ  
ん金の一部を、将来に必要とされるお  
金に充てるものとして残しておくこと  
をおすすめします。



では、当面必要なお金から考えてい  
きましょう。あなたが最初にすべきこ  
とは、ローンや借金があるかどうか、  
あるとしたら返済額はいくらかをチェッ  
クすることです。次ページ上段のス  
ペースに、“車・××万円”というよう  
に書き出してってください。そして、  
それらを早期返済することに経済的な  
メリットがあるかどうかを確認しま  
しょう。

まず、自分の経済状況をきちんと把握  
してください

次に、ローンや借金を返済した後  
に残ったお金をどう使うかを考えま  
す。結婚する、家を買う、車を買う、  
旅行する、起業する、寄付をする、  
子供の学費に充てるなど、あなたが  
今したいこと、将来したいことを次  
ページ以降の表に書いていき、それ  
らの重要度を、高・中・低の3段階  
で判断してください。

ローンや借金はどのくらいあるか

当せん金で返済する総額

返済した後に残る当せん金

当せん金を分与する人

| 名前 | 重要度   | 金額 | 実施時期 |
|----|-------|----|------|
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |

自分のためにどう使いたいのか

| 用途 | 重要度   | 金額 | 実施時期 |
|----|-------|----|------|
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |
|    | 高 中 低 |    |      |



そして“高”としたものについては、金額と実施時期を決めましょう。“中”については金額だけを決め、“低”については今の段階では何も決めずにおきます。“中”と“低”に分類された項目に関しては、残ったお金をどうするか考える段階（第9章）になって、もう一度見なおす必要が出てくるかもしれません。

また第6章で決めた分与する相手への金額、実施時期（いつ分与するか）も、ここで決定します。これも前のページの表に書き込んでください。



当せん金はあなたの願望を実現するお手伝いをしてくれるものです。判断をあせらずに、こうしたプランニングを楽しむような気分でおこなうようにしましょう。

リストができあがったら、数日後にもう一度見なおしてみingことをおすすめします。忘れていたことを思い出したり、判断ミスに気づくかもしれません。

お金はお金でしかありません。お金は何かほかのもの、あなたの人生を幸せにするものに換えてこそ価値を持つものです。だからこそ、後悔しないような当せん金の使いみちをじっくりと考えてください。



## 【第7章のポイント】

- ◎当せん金は、当面使うお金と残すお金に分ける
- ◎ローンや借金の返済を優先する
- ◎残ったお金でしたいことを考え、その重要度を判断する
- ◎決めた使いみちを、後で見なおす機会をもうける

# 第8章

## 当せんして何が変わるか

さて、当せん金の当面の使いみちについて、あなたの考えはだいたい決まったことと思います。当せん金の使いみちを決めたら、できるだけ早く気持ちを切替えて、今までの自分に戻るつもりになってください。

当せんしたことで、あなたの経済状態や人生設計は以前と変わったものになったかもしれません。でも知っておいてほしいのは、あなた自身、あなたの性格そのものは、当せんを機に大きく変わったりはしないということです。



海外の当せん者の感想などを見ても、ほぼ全員が当せんしたことで人生がハッピーになったと答えつつも、生活には変化があったが、性格にはこれといった変化はないと述べています。

当せんしても、自分は自分——そう考えて、今までのあなたに戻りましょう。

当せんしたことで、あなたのすべてが変わったわけではありません

もしも自分の中で何かが変わったと感じられるなら、それは当せんによって得た生活面での“ゆとり”が、あなたの人生を豊かにする手伝いをしてくれたことで生まれた変化ではないでしょうか。もちろんその変化は、あなたにとってプラスに働くはずです。

あなた自身が変わらなくても、会社や近所づきあいなど、あなたを取り巻く環境に変化が生じたかもしれません。そういう時こそ、“当せんしても自分は自分”という考え方やふるまいが必要とされます。

当せんしてもあなた自身は変わっていないということをさりげなく見せることで、周囲の人々のあなたへの評価は高まる可能性もあります。

逆に、当せんを機に以前とかけ離れた言動を取るようになれば、それはあなたにマイナスの結果をもたらすことになりかねません。



当せんは、あなたにとって素晴らしい幸運でした。でも、当せんが人生のすべてというわけではありません。今回の当せんは、あなたを幸せにする手段のひとつだと考えるようにしてください。

## 【第8章のポイント】



- ◎当せんて、自分そのものが変わることはない
- ◎当せんしても自分は自分と心得よう
- ◎当せんは、幸せになる手段のひとつだと思うこと

# 第二部

## 当面の 使いみちが 決まったら 考えること

これから先は、  
あなたの将来を  
より幸せなものに  
するためのアドバイスです



# 第9章

## 残ったお金をどうするか

ここまでで、あなたが当面必要とする当せん金の使いみちがだいたい決まったことと思います。あと必要なのは、残った当せん金をどうするか考えることです。

当せん金によって、あなたの経済状況は多少なりとも変化したはずです。そのことが、これから先の生活設計、特にファイナンシャル・プランに影響を与えるのはまちがいありません。残したお金も、あなたの人生をより幸せにするために使うものです。だからこ

そ、将来の使いみちについて何も考えずに残しておくのではなく、何のために残しておくのかということを考えておかなければなりません。



あなたはすでに第7章で、当せん金で何をしたいかをリストアップしていると思います。そしてその項目の重要度を、高・中・低の3ランクに分けていることでしょう。当せん金の当面の使いみちを決め、将来を見渡せるようになった今の時点で、リストアップされた項目と、その重要度についての評価を見なおしてみてください。中にはあきらめなければならないものがあるかもしれません。また、すでに金額を決めた項目の中に、減額する必要性のあるものが出てくるかもしれません。

残った当せん金は、将来まとまったお金が必要になったときに使えるようにしましょう

あなたと家族に将来どんなお金が必要になるかをみるには、次ページのように住宅・教育・老後について考えるといいでしょう。

## 住宅・教育・老後で、 将来必要になるお金を考えてみよう

### 住宅

もし、すでに住宅ローンで購入しているのなら

給料など月々の収入で無理なく返済できるようローン全体を見なおし、早期返済用にどのくらい当せん金を充てるか考える

もし、将来住宅ローンで購入するつもりなら

給料など月々の収入で無理なく返済できるようローン設計を考えて、頭金のためにどのくらい当せん金を充てるか考える

### 教育

もし、子供がすでにいる、  
あるいは、つくる予定でいるのなら

高校、大学などへの進学を考えて、教育資金を残しておく必要がある

### 老後

だれでも必ず老後はやってくる

会社勤めなら、退職はいつか、退職金はどのくらいか、年金はいつから、どのくらいもらえるかなどを念頭において、老後に残しておくお金を考える

子供と家を持つ（つमりの）平均的な家庭の場合、まとまったお金が必要とされるのは、住宅・教育・老後の3つです。そこにかかるお金のピークがどこに来るかは、それぞれの家庭で違ってきます。

あなたの家庭に合わせて、住宅・教育・老後をイメージしてください。そうすれば、何年後、何十年後に残したお金が必要になってくるといふ見通しが立つと思います。



## 【第9章のポイント】

- ◎何のためにお金を残すかを考える
- ◎住宅・教育・老後で必要なお金を考える
- ◎すでに決めた将来のお金の使いみちを、  
ここでもう一度チェック



# 第10章

## 将来の目的に合わせて、 お金を考える

何のためにお金を残しておくかを決めた後に、あなたが考えなければならないこと——それは、残したお金を使うときがくるまで、それをできるかぎり合理的かつ有効に運用していく方法です。残したお金はそのまま置いておけばいいと考えている人がいるかもしれません。でも、残したお金をうまく運用できれば、あなたがこれまでに立ててきた人生設計やファイナンシャル・プランが、より豊かなものになるはずです。



お金の運用法は大まかに、貯蓄、投資、投機の3つに分類できます。何を選ぶかを決めるには、それぞれの持つリスクとリターンをあなた自身のはかりにかける必要があります。

まずは貯蓄、投資の商品に関する知識  
を得ましょう

たとえば、貯蓄はいちばんリスクの少ない運用法ですが、低金利の時代には期待したほどの利益を得られない“ローリターン”です。いっぽう投資は、貯蓄に比べてリスクが高くなる分、“ハイリターン”をもたらす可能性を秘めています。また投機になると、さらにリスクは高いものになります。



どんな運用法がベストかは、もちろんあなたがこれまでに描いた将来設計の図によって異なってきます。

一般的に言えるのは、

- 貯蓄と投資のバランスをうまく取る
- リスクを分散させるため、貯蓄も投資も複数の商品を選んで運用する

のが望ましいということです。

たとえば、“2年後に結婚するための資金”など使いみちが短期のうちに明確に決まっている分については貯蓄を選び、10年以上の長期にわたって残しておく分は、仮にリスクを負ってもそれを回復する時間があるので、いくつかの金融商品で運用していくというようにするわけです。



また、あなたにもしものことがあった場合に、残したお金のことで家族や親族内でトラブルが起こらないようにするために、弁護士に相談して遺言状を作成しておくことをおすすめします。

## 【第10章のポイント】



- ◎ 残したお金の合理的な運用法を考える
- ◎ 運用におけるリスクとリターンを自分のはかりにかける
- ◎ もしもの時のために遺言状を作る

# 第11章

## 運用を始める前に チェックしておくこと

前章で述べたのは、残した当せん金の運用についてのごく一般的なことばかりです。運用法を決めるのはもちろんあなたですが、いろいろと検討しているうちに運用に関しての疑問や不安などが生まれてくることもあるでしょう。その場合、だれか信頼できる相手に相談して、それらを解消するのが先決です。

できればファイナンシャル・プランナーや税理士など専門家のアドバイスを受けてから最終決定を下すことをおすすめします。



当せんしたこと、残したお金のことを秘密にしておきたいから、外部の人には相談したくないという人がいるかもしれません。でも、ファイナンシャル・プランナーには顧客の情報を守る義務（守秘義務）がありますから、あなたの許可なしにそうしたことを口外することはありません。

【ぜひ信頼できる相談相手を見つけておきましょう】

専門家に相談する際には、その人とよく話し合って、信頼できるか、自分の求める知識を持っているかなどを自分の目できちんと確かめてください。そして、次ページの相談者リストに書き込んでいきましょう。

## 将来に残すお金の運用をだれに相談するか

| チェック<br>項目 | ファイナンシャル・プランナーの<br>資格をもっているか | 幅広い金融商品の知識があるか<br>すすめる商品に偏りはないか | 税金に関する相談ができるか | 長くつきあうことができそうか<br>所属する会社はしっかりしているか |
|------------|------------------------------|---------------------------------|---------------|------------------------------------|
| 名前<br>会社名  |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |
|            |                              |                                 |               |                                    |

ただし相談は、あなた自身で基本的なライフプラン、マネープランを作ってからおこなってください。専門家のアドバイスを参考にしても、最終決定は自分の責任においておこなわなければならないということを、くれぐれもお忘れなく。

また運用法を決めたら、その後はあなた自身が定期的にプランを見なおす機会を作りましょう。そして経済状況、家族状況などに変化があれば、その都度ファイナンシャル・プランナーに相談して、運用法の見なおしに対するアドバイスを得ることをおすすめします。



### 【第11章のポイント】

- ◎運用法を決定する前に、専門家のアドバイスを
- ◎最終決定は自分の責任でおこなう
- ◎運用法は定期的に見なおす

## 【こんなときの相談窓口】

### ●宝くじ当せん金支払証明書の発行

住宅を購入した際などに税務署から資金の元手について問い合わせを受けた場合、「宝くじ当せん金支払証明書」が証明してくれます。当せん金の支払いを受けたみずほ銀行本支店に依頼してください。(※)

(※)「宝くじ当せん金支払証明書」は、みずほ銀行窓口で当せん金の支払いに係わる手続きをご案内する場合に発行できます。ただし、ATMで購入し、当せんした場合(1口あたり300万円を超える場合)は、ご購入いただいた金融機関から「当せん通知書」が親展で郵送されます。また、通帳等の記帳により、当せん金の入金が確認できます。

### ●贈与税など税金に関する問い合わせ

国税庁の「電話相談センター」では税に関する一般的な相談ができます。国税相談専用ダイヤル、または最寄りの税務署代表番号に電話をかけ、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。また、下記の日本税理士会連合会のホームページでは、全国の税理士を検索できます。電話による税務相談室も紹介されています。

<https://www.nichizeiren.or.jp>

### ●相続や遺言、あるいは法律上のトラブルの相談

各都道府県にある弁護士会が運営する「法律相談センター」がおすすめです。相談の結果必要な場合には、適切な弁護士

を紹介してくれます。各都道府県の弁護士会への連絡先は、下記の日本弁護士連合会のホームページを参照してください。また、このホームページで相談の予約申込もできます。

<https://www.nichibenren.or.jp>

### ●保険の見直し、余ったお金の運用方法のアドバイス

下記の日本FP協会のホームページでは、全国のファイナンシャル・プランナーを検索できます。

<https://www.jafp.or.jp>

また、金融機関にもファイナンシャル・プランナーが所属している場合がありますので、おたずねください。

### ●人間関係の悩みやストーカー被害による

#### ストレスのカウンセリング

各地方自治体が行っている電話相談を無料で利用できます。より専門的なカウンセリングを希望する場合は、臨床心理士へ相談することをおすすめします。また、下記の日本臨床心理士会のホームページでは、全国の臨床心理士を検索できます。臨床心理士による電話相談窓口も紹介されています。

<https://www.jsccp.jp>

## 【贈与税について】

### (1) 贈与税の基本

贈与税とは、個人から金銭・土地その他の財産の贈与を受けた人が、支払わなければならない税金です。贈与税がかかる場合は確定申告と納税が必要です。

夫婦や親子、兄弟姉妹など扶養義務者から受け取った生活費や教育費は、贈与財産としなくてもよいことになっていますが、それを預金したり、株式や不動産の購入に充てた場合は贈与税の課税対象になります。

#### 〈贈与税額の計算〉

贈与税額の計算は、

**(その年の1月1日から12月31日までの年間贈与財産合計額－基礎控除額) × 贈与税率－控除額**

となっています。1年ごとに計算するため、これを暦年課税と言っています。

基礎控除額110万円までは贈与税がかかりません。

#### 〈贈与税の速算表〉

現行の贈与税の税率に基づく速算表は、以下のとおりです。

〔1. 一般の場合(次頁2以外)〕

| 基礎控除後の課税価格           | 税率  | 控除額   |
|----------------------|-----|-------|
| 200万円以下              | 10% | —     |
| 200万円を超え、300万円以下     | 15% | 10万円  |
| 300万円を超え、400万円以下     | 20% | 25万円  |
| 400万円を超え、600万円以下     | 30% | 65万円  |
| 600万円を超え、1,000万円以下   | 40% | 125万円 |
| 1,000万円を超え、1,500万円以下 | 45% | 175万円 |
| 1,500万円を超え、3,000万円以下 | 50% | 250万円 |
| 3,000万円超             | 55% | 400万円 |

速算表に基づく計算例:贈与財産合計額が450万円の場合、贈与税額は以下のように43万円になります。

①450万円－110万円＝340万円

(贈与財産合計額450万円から基礎控除額110万円を差し引くと、基礎控除後の課税価格340万円となります。)

②340万円×20%－25万円＝43万円

(①の課税価格に上記速算表の[300万円を超え、400万円以下]の税率20%を乗じ、控除額25万円を差し引くと、贈与税額43万円となります。)

〔2. 特例:18歳以上の者が父母や祖父母などの直系尊属から贈与された場合〕

| 基礎控除後の課税価格           | 税率  | 控除額   |
|----------------------|-----|-------|
| 200万円以下              | 10% | —     |
| 200万円を超え、400万円以下     | 15% | 10万円  |
| 400万円を超え、600万円以下     | 20% | 30万円  |
| 600万円を超え、1,000万円以下   | 30% | 90万円  |
| 1,000万円を超え、1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 1,500万円を超え、3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 3,000万円を超え、4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円超             | 55% | 640万円 |

速算表に基づく計算例:贈与財産合計額が450万円の場合、贈与税額は以下のように41万円になります。

①450万円－110万円＝340万円

(贈与財産合計額450万円から基礎控除額110万円を差し引くと、基礎控除後の課税価格340万円となります。)

②340万円×15%－10万円＝41万円

(①の課税価格に上記速算表の[200万円を超え、400万円以下]の税率15%を乗じ、控除額10万円を差し引くと、贈与税額41万円となります。)

※速算表が掲載されている国税庁の「タックスアンサー」贈与税に関する箇所

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>) もご参照ください。

※配偶者の父母・祖父母は、養子縁組した場合を除き、直系尊属には含まれません。

## (2) 贈与税の配偶者控除

結婚(入籍)して20年以上の夫婦間贈与で、居住用土地・建物あるいはその購入資金で、贈与税の申告を行う場合、年110万円の基礎控除と別に2,000万円を限度に非課税となる配偶者控除が認められる特例があります。

## (3) 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税

18歳以上50歳未満で前年の合計所得金額1,000万円以下の者の結婚・子育て費用のため、父母・祖父母などの直系尊属が、金銭などを出して金融機関に信託等をした場合、一人につき1,000万円まで(結婚資金は300万円まで)の金額に相当する部分は、非課税となる特例があります。期間は令和9年3月31日までです。この特例適用のためには非課税申告書の提出が必要です。

## (4) 教育資金の一括贈与の非課税

30歳未満で前年の合計所得金額1,000万円以下の者の教育資金のため、父母・祖父母などの直系尊属が、金銭などを出して金融機関に信託等をした場合、一人につき1,500万円までの金額に相当する部分が非課税となる特例があります。期間は令和8年3月31日までです。この特例適用のためには非課税申告書の提出が必要です。

## (5) 住宅取得等資金の贈与の非課税

18歳以上で贈与年の合計所得金額2,000万円以下の子や孫に対して、父母・祖父母などの直系尊属が、住宅取得等資金(新築、取得または増改築等の資金)の贈与をする場合、以下のような金額を限度として非課税となる特例があります。なお、床面積の下限は50㎡ですが、贈与年の合計所得金額が1,000万円以下の場合、40㎡が下限となります。いずれの場合も、床面積の上限は240㎡です。

| 取得等の契約締結日      | 省エネ等住宅  | 左記以外の住宅 |
|----------------|---------|---------|
| 令和6年1月～令和8年12月 | 1,000万円 | 500万円   |

※省エネ等住宅の具体的な内容や、東日本震災の被災者に対する非課税限度額などについては、国税庁「タックスアンサー」サイトをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※この制度はP①～②の暦年課税制度(年110万円の基礎控除がある)か、P④の相続時精算課税制度の、いずれかと組み合わせて使うことができます。

## (6) 相続時精算課税制度

これは、贈与時には一定金額まで非課税とし、贈与した者の相続時に、相続財産と本制度による贈与財産を合算して計算した相続税額から、すでに支払った贈与税額を控除する制度です。合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価で行います。贈与の非課税枠は贈与者ごとに2,500万円で、これを超える部分は一律20%課税されます。贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

### 〈適用要件〉

- ◎60歳以上の直系尊属(父母・祖父母など)から18歳以上の子などの推定相続人や孫に対する贈与。
- ◎受贈者は贈与者である父、母などごとに選択可能。
- ◎この制度を選択することを税務署に届け出し、贈与税の確定申告を行うこと。

### 〈税額の計算方法〉

- ◎贈与時 **(贈与財産の価額－2,500万円非課税限度額)×20%**  
非課税限度は複数年にわたり限度額まで利用できます。
- ◎相続時 **(相続財産＋贈与財産)×相続税の税率－贈与税額**  
この制度を選択して、それまでに贈与を受けた財産と相続財産を合算して計算した相続税額から、すでに支払った贈与税額を控除します。控除しきれない場合は、還付が受けられます。

### 〈注意点〉

- ※一旦この制度を選択すると、対象となる直系尊属からの贈与について、暦年課税制度(年110万円の基礎控除がある)が使えなくなるので、どちらが有利かよく検討する必要があります。
- ※令和6年1月1日以後の贈与から、相続時精算課税制度を選択した後も、上記の暦年課税制度の基礎控除とは別に、毎年110万円以下の贈与については贈与税の申告が不要となります。

この折り込みは、令和7年4月現在の税制に基づいて、贈与税に関する基本点について記したものです。制度の詳細については、本編の「こんなときの相談窓口」記載の連絡先にお問い合わせください。